様式第３号

会　　議　　録

会　議　名 （審議会等名）		令和８年度　川西市社会福祉審議会（第１回）		
事　務　局 （担　当　課）		福祉部　地域福祉課		
開催日時		令和８年９月 10 日（木）10：00～12：00		
開催場所		川西市役所　４階　庁議室		
出席者	委　員	明石委員　平尾委員　藤田委員　小田委員　平井委員 武田委員　松浦委員　山口委員　津田委員　植田委員		
	事務局	福祉部　部長　船木 副部長　福丸 副部長（介護保険担当）　田中 地域福祉課　課長　曽我 〃　参事官　林 〃　主査　坂本 〃　課員　兒島 障害福祉課　課長　尾屋 介護保険課　課長　田村 健康医療部　副部長　綿越 こども未来部　副部長　増田 こども政策課　課長補佐　中村 〃　課員　朝山		
傍聴の可否		可	傍聴者数	０人
傍聴の不可・一部不可の場合は、その理由				
会　議　次　第		１．開会 ２．報告事項 福祉関連計画にかかる進捗状況について ・川西市地域福祉計画 ・川西市高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画 ・川西市障がい者プラン 2029 ・第２次川西市健幸まちづくり計画 ・第２期川西市こども・若者未来計画 ３．その他		
会　議　結　果		別紙のとおり		

審　議　経　過

事務局	1．開会 ＜欠席されている委員＞ 織田委員、藤本委員、河野委員、赤井委員、岡﨑委員、石井委員 ＜新任委員＞ 津田委員、植田委員、石井委員　※時間の都合上、委嘱状を机上配布 ＜会議の成立＞ 当審議会は委員16名で構成、本日10名の出席。半数を超えているため、川西市社会福祉審議会規則第６条第２項にもとづき本会は成立。 ＜会議の公開＞ 川西市参画と協働のまちづくり推進条例第 10 条にもとづき、会議を公開。本日傍聴人は０名。また、会議録を迅速かつ正確に行うため、審議会の様子について録音。 ＜委員及び事務局自己紹介＞ ＜資料確認＞ 事前送付資料は以下８点。 ・次第 ・（資料１）川西市地域福祉計画 令和７年度 進捗状況調査報告書のまとめ ・（資料２－１）川西市高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画の進捗状況について ・（資料２－２）高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画　施策体系骨子案 ・（資料３－１）「川西市障がい者プラン 2029」令和７年度施策評価の概要 ・（資料３－２）「川西市障がい者プラン 2029」の中間見直しについて ・（資料４－１）第２次川西市健幸まちづくり計画の進捗状況報告（令和７年度）について ・（資料４－２）第２次川西市健幸まちづくり計画における体系図と施策について ・（資料５）第２期川西市こども・若者未来計画の進捗状況報告について 机上配布資料は以下２点。 ・委員名簿 ・座席表

	２．報告事項 ※議事進行を会長にお願い
会　長	皆さん、改めましておはようございます。 大雨が去って非常に爽やかな朝を迎えることができましたが、本日はどうぞよろしくお願いたします。 次第にございますように、本日は報告事項が５件ございます。 これらについては、それぞれの専門の会議で熟議を尽くし、進捗状況についてまとめられたものでございます。 本審議会では、これらの内容について確認し、皆様からご意見を頂戴したいと思っておりますので、各専門のお立場から積極的なご意見をどうぞよろしくお願いいたします。 それでは、議事を進めてまいります。次第２の報告事項、福祉関連計画にかかる進捗状況についてございます。 各所管から順次説明を行い、所管ごとに質疑をお受けしたいと考えておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、各所管から説明をお願いいたします。
事務局	お手元の資料１をご覧ください。Ａ４横の資料となっております。 まず本文の説明の前に、進捗状況の自己評価基準についてご説明をいたします。 資料右側の囲みの部分ですが、Ａは 80％以上でき、目標を概ね達成することができた、Ｂは 60％以上できたが、目標達成に向けてさらなる推進が必要、Ｃは 30％から 50％程度しかできず、目標達成に向けてさらなる推進が必要、Ｄは 30％未満で、目標に沿った施策展開はほとんどできなかったという基準になっております。あらかじめご承知おきいただければと思います。 それでは本文の説明にまいります。 まず、基本目標１、つながり支え合う共生の地域づくりですが、この大きなポイントはつながりや支え合いを強化することと、多様な主体の参画によるネットワークづくり、そこからの地域福祉活動に取り組む担い手の確保や育成、地域の誰もが役割を持って、自分らしくいきいきと生活できる共生の地球づくりをめざすこととなっております。 進捗状況の自己評価集計ですが、Ａ評価が 19 件、Ｂ評価が７件、Ｃ評価が２件となっております。 特にＣ評価の項目の２件ですが、１点目が地域福祉活動の物理的な場所の確保ができなかったというところで、近年では老人福祉センターの機能廃止もあり、場所の確保が難しい状況になっております。 ２点目が、地域福祉課の出前講座ですが、内容が地域福祉計画についての

	説明となっており、市民の方からオーダーしにくいような内容になってございました。 　続きまして評価指標ですが、まず、見守り協力事業者ネットワーク事業の協力事業者数で、令和６年度と比べると６件増えております。スーパーや金融機関に個別に依頼を行い、応じてくださった業者に新たにご登録いただいたという結果になっております。 　続きまして市民実感調査のアンケートの結果ですが、「住民が高齢者や障がい者・子どもなどを見守る仕組みやネットワークがあると思う市民の割合」、「高齢者が生きがいを持って生活できるような環境が整っていると思う市民の割合」、２ページにまいりまして、「自治会やコミュニティ、ボランティアやＮＰＯなどの地域づくり活動によって、お互いに支え合っていると思う市民の割合」で、この３項目については令和６年度から少し下がっているという状況になっております。 　２ページ目の「自治会やコミュニティ、ボランティアやＮＰＯなどの地域づくり活動によって、お互いに支え合っていると思う市民の割合」についてですが、こちらの資料には載せてはおりませんが、年齢別に見ると、20 代から 60 代までは 40%で推移している一方、10 代や 70 代では 50%前後の数値となっております。このあたり、特に 10 代の方は関心が高いのかなというふうに見てとれましたので、積極的に若い世代にも参画いただくような仕組み作りが必要と考えております。 　最後に福祉ボランティア数です。こちらは令和６年度からは微増となっておりますが、令和４年度の基準値から見ると下がっているというような状況でございますので、さらなる推進が必要と考えております。 　続きまして資料３ページをご覧ください。 　基本目標の２、誰もが安心して生活できる基盤づくりですが、こちらはセーフティーネットの構築ということで、行政機関と関係機関団体とのネットワークによる包括的な相談支援体制の構築、それによって地域におけるケアシステムの充実を図るとなっております。 　進捗状況自己評価集計ですが、Ａ評価が 18、Ｂ評価が 11 件、Ｃ評価が５件となっております。 　Ｃ評価の項目５件ですが、包括的な相談を受け止めるという項目、地域や社会とつながっていない方をつなげる参加支援の項目、高齢者や障がい者、こどもといった　属性を問わない地域づくりの項目、支援が届きにくい方に対してアウトリーチで支援を行なう項目、最後にさまざまな機関が連携して支援に当たる多機関協働の項目、以上の５件となります。 　この項目はいずれも令和６年度から取り組んでおります重層的支援体制整備の項目にはなりますが、発展途上でまだまだ課題が多いというところで、Ｃ評価とさせていただいております。 　評価指標についてですが、「必要な市の情報が入手できると感じている市

	民の割合」、「『子育てがしやすいまちだ』と思う市民の割合」はいずれも令和６年度より上がっております。 　次の「地震や火災などの災害に対する備えをしている市民の割合」は、令和６年度よりかは下がっていますが、令和９年度の中間目標値より高いというところで、市民の皆様の関心の高さもうかがえると考えております。 　４ページをご覧ください。「地域における訓練や防災講座への参加者数」ですが、令和６年度よりも 200 人近く上がっており、こちらも中間目標値を大きく上回っていることから、防災に関して非常に関心が高いと考えております。 　一方で、「避難行動要支援登録者の個別避難計画の策定数」が、令和６年度の 703 人に対し、令和７年度は 404 人となっております。これは大型団地で１地区、支援者の高齢化を理由に対応ができないという形になってしまったことによるものです。今後もこのようなことは全市的にみられる可能性もあるため、どのように取り組んでいくか検討が必要と考えております。 　次に福祉避難所の指定数ですが、令和６年度と比べ、15 か所と同じ状況になっておりますが、現在１か所で調整中というところでございます。 　５ページをご覧ください。基本目標３、誰にでもやさしい福祉のまちづくりですが、誰もが住み慣れた地域で、尊厳を持って自立した生活を送ることができるよう、権利擁護支援体制の充実、生きづらさを抱えている人を支援する体制を強化する。また、安心・安全な生活環境整備するためのバリアフリーのまちづくりを推進するとなっております。 　進捗状況自己評価集計ですが、Ａ評価が 83 件、Ｂ評価が 24 件、Ｃ評価が３件となっております。 　Ｃ評価の３件ですが、基本目標２でもあった包括的な相談の項目を、再掲として挙げている部分と、あとは地域福祉計画に再犯防止の推進計画を包含しておりますが、特に再犯防止にかかる人材確保や、地域のネットワークづくりの項目について、さらなる推進が必要ということでＣ評価としております。 　評価指標についてですが、「『現在の居住地域に住み続けたい』」という市民の割合」は、令和６年度に比べ上がっております。「権利擁護サポーターによる出前講座の開催数」も、令和６年度と比べ１回増えております。「市民後見人登録者数」、「社会との関わりをある生活をし、充実していると感じる市民の割合」も、令和６年度と比べ上がっております。 　６ページをご覧ください。「自殺死亡率（人口 10 万人当たり）」ですが、こちらはより低いほうがいい評価指標となっており、令和６年度と比べると令和７年度は下がっているという状況です。「ゲートキーパー養成講座受講者の延べ人数」も、令和６年度と比べ上がっており、最後に「『生活道路が安心して通行できる』と思う市民の割合」も、令和６年度と比べ上がっているという状況です。雑駁ですが、説明は以上となります。

会　長	ありがとうございました。 地域福祉計画の進捗状況ということで、委員の皆さんの多くは、地域福祉活動に取り組んでいただいているかと思います。そういった視点から今の報告についてお気づきの点やご意見ございましたら頂戴したいと思います。
委　員	１つ確認ですが、４ページの災害関係、最近風水害、大きな災害があるとどうしても市民の関心が高まるから、全体的に数値が上がっているという傾向の中で、令和７年度の避難行動要支援者の個別避難計画の策定というのが、先ほど説明がありましたように、すごく下がってるんですね。 大型団地の１地域で、支援者の高齢化に伴う事業廃止というような説明だったかと思います。その１地区の廃止ということが、この 300 人ぐらい減ってる部分のどれぐらいを占めているのでしょうか。
事務局	その地区の登録者数が 200 人を超えていたので、300 人減っているそのほとんどが、大型団地での作成を断念してしまったことにつながっています。 ただ、その大型団地も、それを非常に大きな課題ととらえており、個別避難計画はつくれないが、自治会の加入率が高い地域であることから、各ブロック、各班ごとに見守る体制をつくり、一対一の避難の呼びかけではないが、班ごとの呼びかけで住民の円滑な支援につなげていこうという取組を進めていると聞いております。
委　員	今言われた大型団地というのは、マンション的な意味ではなく、大和やグリーンハイツなど、そういった意味でとらえたらいいんですか。
事務局	委員おっしゃるように、大和地区やグリーンハイツ地区という大型団地という意味にとらえていただいたら結構です。
委　員	私は民生委員やっていますが、避難行動要支援者の登録者が非常に多く、見守りする側も高齢化しています。支援する側が、その対象の方々より年齢が上で、足腰が弱ってる場合もあります。 そういう状況なので、自分の家庭で避難ができるところは取消してもらうよう、地域の中を回ったこともあります。 また、住所は異動しないまま、施設に入られている方が名簿に載っている問題もあります。民生委員からそういうった情報があれば、市から家族に連絡をとって、もう少し名簿の整理をしてほしいと思います。 線状降水帯など、各地で大きな災害が起こっている状況なので、もう少し正確に名簿を作成できるようにならないかと感じています。

会　長	今のご意見２つあったと思います。１つ目は支援者の高齢化の問題、支援する人が支援される人よりももっと年齢を重ねているので、民生委員の方など、高齢の方に呼びかけに行く人が熱中症になるというような、そんな状況が起こっている、それをどうするかということ。 ２つ目は、見守られる人のデータを最新にできないのかという点です。データが更新されずそのまま残っていると、それにより活動が非常に阻害されてしまい、効率的に支援ができないというご意見であったかと思いますが、事務局いかがでしょうか。
事務局	支援者の高齢化についてですが、実際に、現在は定年の年齢も上がり、なかなか地域活動に参加いただけない状況があるところは市としても課題ととらえております。 ただ、あくまでもボランティアとしての見守りというところでございますので、ボランティアの方の健康を害してまで見守りを続けていいただくというのは本末転倒かと思いますので、ご無理のない範囲でお願いしたいと考えております。 ２点目の避難行動要支援者名簿の精査の部分ですが、確かにそういったご意見はいただいておりまして、今年度から特に、支援者である民生委員や自治会の皆様が、名簿登録者の中で施設入所したとか、もう自宅にはいないことを把握した場合に、市に情報を提供いただきまして、市より親族等に問合せさせていただいた上で、名簿登録不要の確認がとれれば辞退届を送付するという対応をしております。そのような対応を重ねていくことで、名簿の精査につなげていきたいと考えております。
委　員	一応、個々の名簿の中に「不在」や「施設入所」と書いているにもかかわらず、毎年名簿に残っている。親族への連絡は、支援者である民生委員からはできないので、市で追ってもらい、名簿を更新してもらいたいと思います。
事務局	委員からのご意見は、名簿の備考欄に書いてるじゃないかというご意見だったかと思います。 それにつきましても、点検をさせていただいて、名簿の精査につなげていきたいと考えております。
委　員	２ページ目の、評価指標に「福祉ボランティア数」とありますが、数値を見ると増えている。増えてはいますが、地域の実感としては担い手不足が解消されてないっていう、これが変な「ねじれ」が起きているところなのかなと感じています。 他市でもそうですが、活動に関しては、活動する人たちが増えている傾向にある自治体行政区はたくさんあるんです。

	ただ、この活動者の増というのが、特定のテーマにもとづいて活動されてる方が増えている傾向にあるというふうに見ています。例えば、こどもとか障がいとか、認知症のカフェとか、そういった何か特定の身の回りの課題、テーマにもとづいて自分たちで活動しようという方が増加している傾向にあるように思っています。 ただ、これが地域とつながらないのは、地域の中で活動しているのに、自分たちとしてはテーマで動いてるから、地域というところまで視野が広がっていない、数は増加しているのに、実態として地域の活動者の人たちにとって、担い手不足が変わらない現状というのがあるのではないかなと思っています。 私は宝塚市でボランティアセンターの運営にも関わっていますが、テーマでやってるけれど、地域にいろんな仲間がいて、いろんな活動してる人がいるというのを交流する場を作っています。すると、テーマで動いてた人たちが地域を意識するようになって、地域にこんな人たちがいるんだとなり、自然に会話が生まれ、そこからコラボレーションが始まるんです。 そうすると、地域をより意識するようになってきて、活動のマンパワーが足りないところを、一緒にやることで解消していくという少し変化がでてきています。５年かけて種まきしましたが、ようやく宝塚市では芽が出始めました。 そのように、数が増えているかというところよりも、地域とどれだけテーマの活動者の人たちが関わりを持つチャンネルをつくれるかということが、行政だけじゃなく、社協と一緒にやっていかないといけない部分がたくさんあると思います。 そういう仕掛けをやっていくことで、コラボすると人と関わる人数が増えるのでトラブルも増えますが、だけどそれ以上に、一緒にやってよかったという成功体験が連続性を生み出している現状も出てきています。 ですので、そういったことも関連付けて一緒に検討していただければと思いました。
会　長	今委員がおっしゃったことはそのとおりで、従来の町内会や老人クラブ、ＰＴＡなど、既存のがっちりした団体の仕組みがありますが、それに属さずに、それとは別に地縁にもとづかずに、非地縁といいますか、そういう緩やかなつながりの中で活動している人たちが増えてきているということです。 社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画の中にも、地縁と非地縁をうまく組合せて進めてこうということも書かれておりますが、１つの地元の団体に属さずに、今委員がおっしゃったように、テーマで結びついている。 それが本来の、英語の意味のコミュニティなんです。ソサエティではないというね。今までの老人会や自治会は、どちらかというと、組織的にやっているソサエティの考え方なんです。

	ですから、本来のイギリスなんかのコミュニティというのは、そういうふうに地縁にもとづかずに、お互いにつながっていく。ネット社会なんかそうです。あれも１つのコミュニティです。いろんな活動をしたいけれども、そこの既存の組織に入ってがっちり動きを組まれるのは苦手という、そういう人たちの活動も非常に活発になってきているんではないかと思います。 例えば普段の地元の活動にはしないけれども、震災があったら応援に行くとか、あるいはクラウドファンディングで寄付をするとか、そのような、自由な社会貢献をされている方が増えてきている。そういうところも大事にしないといけないというご意見だったかと思います。
会　長	次に移らせていただきます。 次の所管の方は介護保険事業計画ですね。よろしくお願いします。
事務局	それでは川西市高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画の進捗状況についてご説明いたします。 資料２－１をお開きください。 川西市高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画は、老人福祉法にもとづく老人福祉計画と、介護保険法にもとづく介護保険事業計画を、一体的に策定したもので、令和６年度から令和８年度までの３年間を計画期間としております。 まず、「１．計画に位置付けた施策の取り組み状況について」でございます。 本計画では「全ての人が、最後まで自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現」という基本理念のもと、５つの基本目標に沿って 115 の施策を実施しております。 各施策の担当所管が計画期間の実施状況について４段階で評価して自己評価しており、Ａは 80％以上でき、概ね目標を達成することができたもの、Ｂは概ね 60％以上できたが、目標達成に向けて推進が必要なもの、Ｃは概ね 30％～50％程度できたもの、Ｄは 30％未満または事業に着手できていないものをあらわしています。 この計画に位置付けた施策は 115 施策ですが、１つの施策を複数の課で実施しているものや、再掲が含まれておりますので、施策数の合計としては 124 となっております。 施策のうち、81 施策につきましてはＡ評価、23 施策についてはＢ評価、18 施策についてはＣ評価、２施策についてはＤ評価となっております。 Ａ評価とＢ評価を合わせますと 83.9％となりますので、一定程度、計画に定めた目標に沿った施策展開ができていると評価しております。 ２ページ目をお開きください。 本計画の基本目標につきましては、基本目標１、介護予防とフレイル対策

	の推進から基本目標から５、介護保険サービス基盤の整備と介護人材確保によるサービスの充実と適正な運営の確保までの５項目を定めており、基本目標ごとの進捗状況を表にしております。 基本目標５を除き、ＡとＢを合わせた評価が、80%を超えておりますので、基本目標ごとにおいても、一定程度、計画に定めた目標に沿った施策展開ができていると評価しております。 次に、３ページをご覧ください。 介護サービス等の給付実績についてご説明いたします。 介護サービス費について、要支援認定者の給付実績である予防給付、要介護認定者の給付実績である介護給付と、その合計である総給付、そして介護予防・日常生活支援総合事業につきまして、計画期間における実績値と計画値との比較を掲載しております。 令和７年度においては要支援認定者数の増加により、予防給付が計画値を上回る実績値となっております。 総給付費の令和７年度に合計におきましても、達成率が 99.07%で、結果計画値の範囲内となっている状況でございます。 一方で、介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、令和７年度の実績値が計画値を下回っており、前年度と比較すると若干増加しているといった状況でございます。 最後に３、介護サービス基盤の整備状況についてご説明いたします。 第９期介護保険事業計画では、表に記載の６つのサービス種別について基盤整備を行うこととしており、令和７年度では認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が令和８年３月末に完成し、令和８年４月より、開設いたしております。 併設予定だった認知症対応型通所介護は、人員不足により開設ができておりません。令和８年度中に開設をめざしている状況でございます。 また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び特定施設入居者生活介護につきましては、市立病院跡地を活用した公募型プロポーザル審査会で選定され、令和９年５月に開設予定としております。 看護小規模多機能型居宅介護などの地域密着サービスにつきましては、指定候補者の公募を昨年度行いましたが、応募する事業者はありませんでした。 なお、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護につきましては、旧松風幼稚園跡地を活用し、令和８年度中に指定候補者、事業者の公募を行う予定でございます。 川西市高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画の進捗について、ご説明は以上となります。 続きまして、高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画、施策体系骨子案についてご説明いたします。

	資料の２－２をご覧ください。 現計画の内容をベースにしながら９期からどのように変化したのかが分かるよう掲載しております。まず、基本理念についてご説明させていただきます。 基本理念である「全ての人が、最期まで自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現」については、現計画に引き続き基本理念としています。これに加えまして、「～人生 100 年　安心して暮らせるまち　かわにし～」を副題として新たに設定いたします。 続きまして重点施策になります。 現計画では認知症対策アクションプラン、介護人材確保プロジェクトを重点施策と設定しております。次期計画でも引き続き重点施策として設定いたします。 それに加えまして、生涯活躍・支え合いプロジェクトを新たに１つ目の重点施策といたします。これは、人生 100 年時代を迎えるにあたりまして、地域とともに地域共生社会の実現をめざしていくということから、次期計画に追加しようとするものです。 続きまして基本目標の説明に移らせていただきます。 基本目標は現計画と同じく、５つ設定しております。 基本目標１、地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の推進は、現計画の基本目標１、地域包括ケアシステムの深化・推進による共生社会の実現と、基本目標４、生きがいづくりの充実と安心、安全な生活の確保を統合再編したものとなります。この２つの基本目標でめざすことに共通点が多いことや、具体的な事業で重なることが多いことから、次期計画では統合再編しようとするものです。 次に基本目標２、介護予防とフレイル対策の推進は、現計画に引き続き設定しているものとなります。 次に基本目標３、認知症アクションプランの推進は、現計画の基本目標３、認知症施策の充実を発展したものとなります。現計画ではこの部分を認知症対策アクションプランとして引き続き推進していきます。 次に基本目標４、介護人材の確保と介護事業所の生産性向上支援は、現計画の基本目標５、介護サービス基盤の整備と介護人材確保によるサービスの充実及び適正な運営確保の中から、重点施策である介護人材プロジェクトに関連する部分を取りまとめた内容となっております。国の考えにおきましても、介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援などが強く打ち出されていることから、新たに基本目標とすることとします。 最後に基本目標５、在宅介護サービスの充実と適正な運営の確保は、現計画の基本目標５、介護サービス基盤の整備等介護人材確保によるサービスの充実及び適正な運営の確保から、先ほど申しあげました介護人材確保を中心とした部分の以外について、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な介

	護施設等の整備に重点を置くことを示しつつ、掲げたものとなります。 この骨子案につきましては７月 23 日に介護保険運営協議会で議論いただきました。 骨子案について、説明は以上となります。
会　長	ありがとうございました。 介護保険と高齢者保健福祉計画を合わせて計画にしているわけですが、これについて何かご意見等ございますでしょうか。 資料２－２のところの一番上で、重点施策を書いていただいているのは、なかなか良いなと思いました。 基本目標の１や２や５というのは、国のほうで基本設計ができていて、それを事業として展開していくので、それ程ぶれがないかと思いますが、認知症対策や、介護人材の確保というのは、市町村の考え方で何をするかという、非常に自由度が高く重要な施策なので、ここら辺を重点施策にされているのは非常に慧眼かなと思います。 例えば認知症対策アクションプランでは、論点２つあると思うんですが、１つはこのアクションプランについて、認知症基本推進計画の中では、本人及び家族の意見を入れて作成をしなさいとなっていますが、川西市ではどのようにして認知症本人の方のご意見を入れてこの計画を作られてるのか、ここら辺が大きな論点かと思います。 もう１つは、基本目標３のところありますが、認知症になっても安心して暮らせるまちづくり、例えば認知症サポーターの養成や、認知症カフェをつくるというのは、そういうことのごく一部なんですが、まちづくりということになると、例えば、まちに出てスーパーで買物するときに、認知症の人が困ることなく買物できるかとか、あるいはデパートに行ったり、いろんなところに行くとき、上にある表示が見にくい。例えばエレベーター、エスカレーターなんか乗っていると、１階か２階かというのは本当にわかりにくい。あれを認知症の人にも分かるように大きく表示をするとか、まち全体がそういう認知症にの人にとって住みやすいという、そういうまちづくり全体も含めたような、あるいはその市役所全体を含めたような考え方が必要だと思うんですが、川西市どのように考えておられるか気になるところです。 例えばこの間テレビでも紹介がありましたが、スーパーに行くと認知症の人は自分で適切に商品選べない、同じ商品を何回も買うってしまうわけですが、そういうことを防ぐ。あるいはレジに並ぶと、お金の計算ができないから後ろにいる人を待たすことになりますが、そういうことのないように、スローレジという別のレーンを作っているようなところがあったりするので、そういったことを行政が商店に働きかけ、認知症の人にもやさしいショッピングができるような仕組みをつくる。あるいは交通機関のところでも見やすい表示をするとか、そういうことをやっていくことが、まちづくりの１つだ

	と考え、全国で多くの自治体がさまざまな工夫をして、まちづくりを進めています。川西市ではどうなのかをお聞きしたいと思います。
事務局	ご指摘いただいた点は、大変重要な視点だと思っております。 川西市では、第９期の介護保険事業計画の策定のときから、今の認知症基本法が施行される前に、ご本人さんの意見というものを施策に反映するべく、市内の７つの日常生活圏域の各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しておりますので、推進員から認知症当事者の方とご家族の方それぞれにヒアリングを行い、９期のアクションプランを策定したところでございます。 それに加えて、地域で認知症の方を支えていただいてる民生委員や地区福祉委員の方についてもアンケートをとりまして、それらを基に、推進員と社協の第２層生活支援コーディネーター、市のほうで第９期のプロジェクトを策定しました。 第 10 期につきましても、それを踏襲しまして、日常生活圏域にまず、ご本人さんのヒアリングを行っております。 それに加えて、民生委員や地区福祉委員の方にアンケートをいたしまして、227 名の方からの回答があり、それがまとまったところでございます。 今回 10 期に向けて、９期で策定したプランがどれだけ当事者の方も含め周知されてるかを把握するため、その辺りのアンケート項目も設定して実施しましたが、なかなか周知が行き届いていない、必要な支援が届いてないというのが大きな課題となっております。 第 10 期に向けては、やはりそれが必要な方に確実に届くというところに注力し、推進員を中心として、地域づくりのほうに生かしていけたらと考えております。 また、地域づくりについては、ヘルプカードを認知症の方のためのツールとして作っておりますので、新しい認知症観の普及も含めて、それが広がっていくように、第 10 期については施策展開できればと考え、現在計画の策定を進めております。以上です。
会　長	ありがとうございます。 さまざまな努力をされ、引き続き対応しているところということでした。 例えば認知症の方のパンフレットを作るときに、認知症の本人さんが入って作るという自治体もあったりします。 国の推進計画は、認知症の人たちがプロジェクトチームをつくって策定したものですが、そのような本人たちが参画できるような工夫をこれからもしていただきたいなと思います。 もう１つ、介護人材の確保ですが、これは法的には市町村の責務とはあまり書かれていませんが、ここで挙げていただいたのは非常に期待ができるか

	なというふうに思います。基本目標４の（１）から（３）までありますが、具体的にどのような内容かご紹介いただけますか。
事務局	介護人材確保プロジェクトは重点施策と位置づけており、具体的な施策は現在検討中ですが、兵庫県で生産性向上のセンターがございまして、そこが業務改善やＩＣＴのツールの導入の支援を行っております。 それに加えまして、県でそういったＩＣＴツール導入支援の補助金がありますので、それらとつなげていくような施策を展開をしたいなというふうに考えております。
会　長	都道府県が福祉人材センターをつくって、人材確保、養成をおこなっているところですが、市は法律上はそこに関与することはあまりないんですが、多くの市町村で独自の施策を実施しています。例えば、無資格の職員の人が資格を取るとき、市がその受験費用の補助をしたり、伊丹市ではマッチングの会合を開いたりもされています。 市としても、結局ヘルパーの成り手がなければ介護事業所の閉鎖にもつながるため、保険者として介護人材を確保していくということは非常に重要だな施策だと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
委　員	コープこうべでは、店舗が畦野に、あと小型店が３店舗、川西市で営業しております。今のお話を聞いて、やさしい店づくりを心がけていきたいなと思いました。 競合店が北部でも出てきたりするんですが、コープだからというような運営をやっていけたらと思います。 例えば、コープ委員という、組合員の方とコープとの間で活動いただく方がいるのですが、その方々に、認知症に特化したわけではないですが、買物支援というボランティア的な形で、困ってる方がいらっしゃったら寄り添って買物できるような取組を進めていくことができればなと思います。畦野は特に高齢者の方が多いので、しっかりやっていきたいと思っています。 また、職員全体も認知症サポーターの研修を受けるなど、裾野を広げていきたいと考えております。
会　長	ご意見ありがとうございます。 先ほど事務局からヘルプカードをつくられるという話がありましたが、コープに入ってこられた方がヘルプカードを下げておられる、そうすると助け合いの委員の方が来て買物サポートするという、そういうことが街中で広がっていけば非常にいいかなと思います。
委　員	お一人暮らしの高齢者で、認知症がだんだん進んできて、１人で食べてい

	るのかどうかが、息子さんが気になる。 　コープこうべでは、本人が買った商品を、何を買ったか、いつ買ったか、それが息子さんのとこへ連絡が来るということを聞きました。 　また、高齢者の方でバス降りた後、家に帰るのが分かりにくかった、そのときに地域の人が家まで送ってくれた、それがとても嬉しかったというお話をご家族の方から聞きました。 　だから地域づくりは、お店も含めて、地域の我々自身も含めて、そんな心がけが大事かなと思いました。
委　員	清和台にトナリエという商業施設があり、そちらが年に１回認知症サポーター養成講座をしてくださり、そこに入っているスーパーや色々な商業店舗のスタッフの方が、何人かごとに参加され、何年かかけてその講座を受けておられます。 　その施設は、認知症にやさしい施設づくりをめざしているというお話で、ありがたいなと思っています。 　また、地域の方々に少しでも認知症を理解してもらおうと、サポーター養成講座を、一般の方向け、商業施設向け、小学校の３年生向け、自治会の役員の方向けと、いろんな形で開催されています。 　今のお話聞いて思い出したんですが、清和台中学校の女の子２人が、信号のところで、ウロウロしているおばあちゃんを見つけて、お声をかけたら、家が分からないと。 　その中学生２人が、おばあちゃんの記憶をたどりながら、何とかして無事にお家に届けることができた。そのお家から中学校へ連絡が入り、本人たちに聞いたら、「小学校のときにサポーター養成講座を受け、こういうふうに声をかけて助けたらいいのかなと思って、迷ったけれども声をかけました」いうことでした。 　それを聞いて、私たち福祉委員もすごく嬉しかったんです。だから、少しずつでも、そういう活動が必要かなと思いました。
会　長	認知症サポーター養成講座の神髄のような話かと思います。 　そういう人たちがたくさん街に増えて、社会を見ていくということで、非常にいいお話かなと思います。 　次に移らせていただきます。よろしくお願いします。
事務局	「川西市障がい者プラン２０２９」令和７年度施策評価の概要のご説明をさせていただきます。 　資料３－１をご覧ください。 　この「川西市障がい者プラン２０２９」ですが、令和６年度がスタートの年になっており、令和 11 年度までの６年間を計画期間としております。

	基本目標が４つあり、これに沿いまして全部で 160 の施策を実施しているところでございます。 今回この資料では、令和７年度における各施策の実施状況について担当所管による自己評価の概要をまとめたものとなっております。 まず、全体評価ですが、ＡＢＣＤの考え方につきましては、先ほど説明のあった介護保険課や地域福祉課と同じような考え方で、ＡＢＣＤの自己評価をつけております。 計画全体ではＡ評価が 39.4％、Ｂ評価が 48.9％、合計しますと、88.3％となっておりまして、全体の９割近くとなることから、一定程度、計画に定めた目標に沿った施策展開ができているというふうに評価しております。 各施策ごとの重点施策の取組状況としまして、主なものをいつかご紹介をさせていただこうと思います。２ページをお開きください。 下のほうにあります、障がい者の雇用・就労支援拠点の設置ということで、令和７年１月６日から障がい者の就労支援のワンストップ窓口として、「川西市障がい者雇用・就労支援センター（愛称：みらくる）」を設置をいたしまして、社会福祉協議会に運営を委託しているところでございます。 こちらでは就労に関する相談や、障がい者の雇用先の開拓であったり、企業からの相談、採用に向けた支援など幅広く、障がい者の就労に関する支援を行っております。 令和７年度では相談者の数、関係機関と企業も含めてですが、1,345 人から相談がありまして、延べ回数で言いますと 3,042 回の支援を行っております。 また、障がい者雇用についてどうですかということで各企業を訪問をしていまして、令和７年度は 273 件訪問を行い、その内 12 件が開拓につながることができております。 今後も積極的に、企業の開拓や、障がい者の就労支援を進めていきたいと思っております。 ３ページをご覧ください。 重点施策の１つとしまして、親亡き後をみんなで支える「オーダーメイド支援プラン制度」の推進がありますが、こちらは５年先 10 年先を見据えて、障がいのある方にどういった支援が必要なのか、どういった準備が必要なのかということを、丁寧に本人や家族から聞き取りを行い、その人それぞれのプランを立てていくというような内容になります。 令和７年度からスタートしておりまして、令和８年３月末現在で 49 件の作成となっております。 当初目標ではもっと数を多く作成できたらと考えておりましたが、なかなか作成が進んでいない状況です。これまでは相談支援員を中心に作成をお願いするような進め方をしていましたが、今後は障がいのある当事者であったり、ご家族に向けてアプローチを積極的にしていこうかなというところで進

	めてまいります。 　続きまして４ページをご覧ください。 　基本目標４のところですが、主に障がい児に対する相談支援の実施ということで、令和７年度は1,573人に対して適切な支給決定を行うことができております。 　また、児童発達支援センターに相談員を増員をいたしまして、相談支援体制の強化にも努めております。 　今後も各事業所の調整であったり、利用者に不利益が生じないように、適切に相談支援ができるような支援をしていきたいと考えております。 　駆け足ですが、資料３－１に関しては以上でございます。 　続きまして資料３－２をご覧ください。 　「川西市障がい者プラン２０２９」の中間見直しについてですが、先ほど申し上げましたように、「川西市障がい者プラン２０２９」は、６年間の計画期間となっており、この令和８年度が３年目で、ちょうど中間の年ということになります。後半となる令和９年度以降の３年間に向けた一部見直しを現在進めております。 　その中で、計画全体の中間評価というものを今進めております。見直しとはありますが、６年間の計画ですので、基本的に大きな手は加えない予定としております。中間評価で見直しが必要な部分であったり、追加が必要な部分に関しては手を入れていく予定としております。 　「川西市障がい者プラン２０２９」と一体的に計画が立てられています「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」、こちらに関しては３年間の計画となっており、８年度で一旦終了しまして、９年度以降、また新たな計画を立てるということになっておりますので、こちらの計画に関しては全体的な見直しをかけていくこととなっております。 　この「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」は、主に障がい福祉サービスの見込み量を定めたような計画になっております。 　裏面をご覧ください。 　中間見直しの内容につきましては、基本的には、必要な見直しを少し手を入れていくというような程度になっており、見込み量の部分の計画に関しては大きく改定をしていくというようになっております。 　中間評価の内容ですが、重点施策を中心としまして、４つの基本目標ごとに主な施策の進捗状況を示し、活動指標につきましても、すでに目標達成しているものや乖離が大きいものについては見直しを行っていこうと考えております。 　さらに、意見聴取ということで、障害者施策推進協議会及び障がい者自立支援協議会にご報告し、ご意見をいただいて、それをできる限り反映したいと思っております。 　また、障がい者団体や、関係機関へのヒアリング、アンケートなども既に

	実施しており、現在集計中でどこまで反映するかは未定ではありますが、こちらは資料として載せようと考えております。 　また、こども・若者へのヒアリングも実施する予定で進めております。 　先ほど申し上げました「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」につきましては、必要な見込み量の改定を行ないます。 　４番の中間見直しのスケジュールですが、基本的にはこのスケジュールで今進めており、若干前後する可能性はありますが、今後施策推進協議会や自立支援協議会を適宜開催しご意見をいただくのと、年明けにパブリックコメントも実施しようと考えております。 　最後に、３月の段階で、最終、障害者施策推進協議会でお諮りして、確定をしていくというような流れで考えております。 　説明は以上です。
会　長	ありがとうございました。 　資料３－１の２ページ目の、障がい者の就労支援のワンストップ窓口として、「川西市障がい者雇用・就労支援センター」を市の社協に運営委託されたということなんですが、ここは無料職業紹介所の許可をとっておられるんですか。
事務局	無料職業の紹介所の指定はとっておらず、あくまで就労に向けた相談や支援を行うということを中心にやっていただいております。
会　長	資料３－２の裏面のところで、意見聴取というお話ありましたが、こども・若者のヒアリングは、どういうこどもに対して、どんな形でヒアリングされるのでしょうか。
事務局	こちらはもう既に一部実施しておりまして、主に児童発達支援事業所、または放課後等デイサービスに通っているこどもたちの声を聞くということで、少しターゲットは絞っておりますが、ヒアリングを行いました。 　ただ、就学前のお子さんに、なかなかこう直接聞くというよりかは、今回は保護者の方にお話を聞いて、保護者の声を通して、こどもの意向聞くという形でを実施しました。 　また、放課後等デイサービスに関しては、中高生ぐらいの年齢のこどもが通ってる事業所に行って、そこは直接こどもの声をお聞きしました。 　今回初めての取組にはなりますが、そのような形でやっております。
会　長	障がい児の計画に、障がい児のこどもの意見が反映されるということは、非常に評価できるかなと思います。 　今までは障がい児の計画だけど、こどもの意見が全然反映されてない、大

	人だけの意見のところが多かったですが、そのように本人やご家族の意見が反映されるということは、非常に評価できると感じました。
委　員	障害福祉課の方から、早速先月、聞き取りをしたいということでご連絡いただいて、父母の会の参加できるメンバーで、聞き取りの時間を持っていただきました。普段、本当にいろいろ親身になって考えていただいてお世話になっています。 １つ、少し課題だと思うのが、資料３－１の３ページの、オーダーメイド支援プランなんですが、今までは相談支援員に相談をして、プランを作ってもらっていました。それは一人ひとりプランをつくっていただくので、もう既に私たちはそれをオーダーメードだと思っていました。 だけど、今度またオーダーメイド支援プランというお話があって、今少し困惑している状態で、市の方にもいろいろお聞きしたりして、私たちもまだ模索中なんですが、今、目先で困ったことを相談支援員さんに相談しています。「ここの施設がどう」とか、「自分の体調が悪いのに預け先がない」とか、今困ってることをまず相談してますので、その５年後 10 年後が、まだ私の中で川西市に対しては、安心して川西市で過ごしていくというところが見えてない部分があります。 このオーダーメイド支援プランというのが、先々のこどもたちのことを考えて作っていただけるということなので、できればこれから先、安心して川西市でこどもたちが生活していけるようなところを作ってもらって、オーダーメイド支援プランをやってよかったとなるように思っています。
会　長	18 歳までは教育機関でかなりの支援がありますが、18 歳超えると、いきなり無くなるという、それからそれを人生全体でどんなふうに地域で暮らしていくのか、そういう計画なんですね。
委　員	やはり個別支援計画の話だけでいくと、ここ１年間、どういうことを強化していくか、苦手を克服していくかという、その目の前の生活の部分が前面に出た計画になっていく。何か困ったら相談支援員に相談し、親とも連携を取りながらやっていっていただいてる。 そんな中で、事業者もそうですし、親としてもそうですが、18 歳の壁がまず１つあると思います。 その先も含めて、将来的にどういうふうな暮らしをしたいのかという思いをオーダーメイド支援プランに載せる。 そしてプランに載せたものを提出すると、それを受けた方は、それに近づけるような材料にしていかないといけない。 そういう意味でいうと、積極的に障がいのある方も含めた、安心して自分の地域で暮らし続けられるまちづくり地域づくりのために、障がいのある人

	たちにとって何が必要なのかということを予測する材料として使っていただけるのであれば、これはすごく意味のあることだと思います。 　もう１つは、やはり行政が主体で、提出先が行政ということになってくると、現状にあるものの中でどうするかっていう思考になりやすい部分がありますが、これから先何が必要なってくるのかということを、保護者も未来を考える機会として、協働、連携していけたら一番理想的なんじゃないかなと思います。 　逆に言うと、それを保護者と本人がどう使いこなすかっていうところも必要になってくると思います。ポジティブにプランに思いを乗せていくっていうことを、当事者の人と保護者の人と一緒に進めていけるのが一番理想的なんじゃないのかなというふうに思いました。
委　員	今まで、私たちのこどもが学生だった時代は、困ったら他市に行けばいいという考え方がありました。あそこの市は福祉がいいとか、事業所はあそこの市がいいというのがあったんですが、今、父母の会の会長になって、兵庫県の７市の会長の方と会う機会が増えたんですが、他市のこどもを引き受ける余裕がない、その市のこどもだけで精一杯という意見がでています。 　ですので、何とか川西市で障がいのある方が生活できて、事業所も通えるように、行政には頑張ってもらいたいと心から思います。
会　長	ありがとうございます。 　特に、重度の医療的ケアを必要とされる方なんかについては、社会資源が少ないですから、他から来られても困る状況もあるかと思います。
委　員	社会福祉協議会もプレイヤーの１人であり、今のご意見は真摯に受け止めないといけないと思います。 　オーダーメイド支援プランは、親なき後をどういうふうな形で養育していくか、あなたの未来はこういう未来ですよということを見せられるために、どういった形のプランがいいのかということで、様式も含めて、現在市と検討している最中です。 　今までは件数の多寡で進捗を評価しておりましたが、本当に必要とされる方に必要な支援が届くよう、ただいまのご意見については、社会福祉協議会としても真摯に受け止め、これからの市との協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
会　長	ですので、やはり当事者としてご意見を言っていただくことが大事だと思います。 　先ほど説明もありましたが、障害者施策推進協議会や自立支援協議会もありますので、そういった場でもお話いただければいいのかなと思います。

	次に移らせていただきます。よろしくお願いします。
事務局	第２次川西市健幸まちづくり計画の令和７年度進捗状況についてご説明いたします。 まず資料の４－２をご覧ください。 計画の概要を説明させていただきます。 第２次川西市健幸まちづくり計画は、令和６年度から令和 13 年度までを計画期間として、健康寿命の延伸と社会環境の質の向上を基本目標とし、健康増進分野、食育分野、社会環境分野の３つの分野に分けて計画を推進いたします。 まず、健康増進分野では、分野別柱を１、全ての世代の健康づくりと生活習慣病等の発症・重症化予防、２、ライフステージ別の課題に応じた健康づくり、３、歯と口の健康づくりとし、疾病予防を目的に、原因を元から断つための生活習慣の改善とともに、疾病の重症化予防のための早期発見、早期治療を目的とした２次予防に関する施策を展開します。 また、生涯にわたり、歯と口の健康が重要であることから、健康づくりに関する施策を推進します。 さらに、育児に関する不安や負担を感じる親への支援、児童虐待の防止対策など、妊産婦、乳幼児への保健対策、思春期保健対策等に関する施策についても推進します。 食育分野では、分野別柱を４、食育推進による健幸まちづくりとし、食育活動を継続的に展開してまいります。 社会環境分野では、分野別柱を５、健康を支える環境づくり、６、安心して暮らせる救急・医療の体制づくりとし、個人の健康づくりに加え、地域の人々とのつながりやさまざまな社会参加を促し、健康を支える環境及び体制を整備、充実させてまいります。 また感染症等の健康危機管理についての施策、健康づくりに関するニーズの多様化に対応するための地域保健に関する施策を展開してまいります。 それでは、資料の４－１をご覧ください。 先ほど説明しました６つの分野別柱に沿って、139 の事業を展開しておりますが、令和７年度の状況について、各事業を実施している所管課の自己評価をまとめた結果、全体的には概ね目標達成できたものと考えております。 全体集計になりますが、139 の事業のうち、目標を上回ったものが５事業、概ね目標どおりだったものが 124 事業、目標を下回ったものが９事業、令和７年度実施しなかった事業が１事業となっております。 次に、分野別集計結果として、目標を下回った９事業、実施しなかった１事業についてご説明いたします。 第２次川西市健幸まちづくり計画では、第３章に記載しておりますが、分野別柱１の全ての世代の健康づくりと、生活習慣病等の発症・重症化予防で

	すが、３事業の自己評価が目標を下回ったとなっております。 まず、カウンセリング事業になりますが、これは障害福祉課が担当しておりますピアカウンセリングの利用者が少ない状況が続いているからであります。 次に、半日人間ドックでは、保健センターでの大規模工事による予約枠の縮小や、後期高齢者の人間ドック費用助成制度の変更により、受診者数が減少している状況でございます。 次に、各種精密検査では、検査の必要性の周知や受診勧奨を行ったものの、受診者数が減少している状況でございます。 第４章のライフステージ別の課題に応じた健康づくりと、第５章の歯と口の健康づくりにつきましては、目標を下回った事業はありませんでした。 第６章の食育推進による健幸まちづくりですが、健診や各種教室を通じた食育の啓発では、保健センターでの大規模工事の影響で、乳幼児健診や各種教室の実施会場及び実施方法等が異なったことにより、参加者数が減少している状況です。 次に、ごみ減量に向けた啓発では、食べきりラリーといったイベントの参加児童数が増加しておらず、目標を達成することができませんでした。 次に、食品ロスの削減に向けた取組の充実では、食べ残しゼロ運動協力店舗の閉店が影響し、目標達成することができませんでした。 また、食の安全安心に関する知識の普及と啓発では、実施事業である川西食育フェア、これが隔年で実施するため、令和７年度は事業の実施がありませんでした。 第７章の健康を支える環境づくりですが、地域活動への参加の推進では、令和６年度より参加者が増加していない状況です。 次に、地域介護予防活動支援事業では、市内の活動グループ一覧をチラシや市ホームページにて周知を図ったものの、目標を達成することができませんでした。 また健康遊具の設置では、健康遊具の新設及び撤去がなかったため、令和６年度からの増減はありませんでした。 第８章の安心して暮らせる救急・医療の体制づくりについては、目標を下回った事業はありませんでした。 第２次川西市健幸まちづくり計画の令和７年度進捗状況の説明につきましては、以上でございます。
会　長	ありがとうございました。 非常に幅広い事業展開をされているということですが、ただいまの説明についてご意見やご質問ございますでしょうか。
委　員	まず、生涯を通じたというところですが、予防歯科センターが半世紀以上

	活動しているんですが、当時はやはり情報収集がそこしかなかったもので、こども連のお母さん方がたくさんいらっしゃったんですが、最近はやはりネット社会で、そこに来なくても情報はどんどん受け取れますので、稼働率が下がってきてるという事情はありますが、細々とは続けております。 　また、支援が必要な人の健康づくりという箇所ですが、歯科医師会では、会員の先生方の協力を得て、障がい者の歯科診療所、それから高齢、要支援者の診療所、それとこれは歯科医師会の会立ですが、訪問歯科センターということで、地域の福祉に貢献しております。 　障がい者に関しましては、各歯科医師会の中で、そういう診療所を持ってるところはあるんですが、どこがその運営主体かで対応が違っており、他地区では市民しか受け付けないというところもあるんですが、川西市では、市から委託を受けて運営しているため、要するに保険診療ですから、フリーアクセスというのが基本ですので、どこから来られても断らないと方針でやっております。他地区から来られる方も結構おりますが、それはもう断らないということで、障がい者の診療所は結構忙しくされてると思います。 　また、訪問歯科センターですが、地域の通院されてない、通院できないような方をオファーがあれば診なければならないということで、会立でやっております。増加はしておりますが、やはり経営する上では、効率という面を全く無視するわけにいかない。保険点数というのは、我々の意思とは無関係で、そういう色んなはりつけがある。そうすると、やはり効率がいいところと、そうでないところが実際問題あるんです。 　訪問歯科診療というのは、訪問歯科センターじゃなくても、個人立のところでも可能ですから、そうすると、効率のいいところは個人立が行き、訪問歯科センターにオファーがあるのは、採算性が良くないところがあたる状況になる。結局、赤字になってしまうんです。 　その辺が問題点で、訪問歯科センターは十何年やってるんですが、最近はずっと赤字が続いてまして、もうドクターフィーをカットしたり、いろんなことをしながらやってるのですが、それでもやはり赤字で、今年から行政から少し補助をいただくようになりまして、少しは喜んでいます。それでも赤字は続いている状況ですが、引き続き頑張ります。
会　長	予防歯科センターですが、歯医者は痛くなってから行くところではなくて、痛くならないように行くところだという考え方が、なかなか普及しないんです。痛くならないように、メンテナンスして診てもらうという考え方がなかなか普及しにくい。 　もう１つは、障がい者の歯科診療ですが、大阪府下では、大阪市の中に１つ集中してやる機関がありますが、そういった障がい者や例えば認知症の人の歯科診療や、あるいは寝たきりの方で入れ歯が合わなくなってきているなど、ニーズはたくさんあるわけですが、訪問していただくというのは非常に

	ありがたいと思います。 　健康は口が第一番ですから、そういうところに尽力していただいているのは、非常にありがたいお話だと思いました。
委　員	もう一点、私自身も訪問にいっておりますが、一人暮らしの高齢者が非常に増えてるなという印象があります。ひとり暮らしの高齢者であっても、例えば娘さんや息子さんが近所に住まれていて、たまに様子を見に来るっていうのはまだ恵まれてるほうで、ほとんど誰も支援がないような、独居の高齢者が非常に増えてるなという印象があります。 　これは直接私どもは関係ないところもありますが、孤独死がやはりすごく増えてまして、連絡先があるような独居の高齢者であれば、１週間以内に発見されることが多いんですが、全くの独居の高齢者の方は、ひどい場合には１ヶ月、２ヶ月経ってから発見されるということも非常に多くて、そうなると、私どもは警察のほうへ検死に行くこともあるんですが、１週間以内に見つかれば、その家族から経緯とかを聞いて、これは病死だとか、自然死だとかということは分かるんですが、１ヶ月以上空いてしまうと、最初のハードルとして事件性があるのかないのかということからスタートすることになり、司法解剖から入っていかないといけない。そして事件性がないとわかって初めて自然死ということ分かるんですが、やはり最初の入口が２つになってしまうので、非常に困ります。 　これから川西市でもそういう事例が増えていくんじゃないかと私は危惧しています。ですので、独居の高齢者を、亡くなって１ヶ月以上も空いて発見されることのないような、何か見守りが必要かなと考えています。
会　長	ありがとうございます。 　お１人様がスタンダードな状態になってきてますし、夫婦２人の高齢者でも１人が入院すると、ひとり暮らしになりますので、そういった問題が顕在化してきているというご指摘であったかと思います。民生委員さんは非常にお困りだと思います。 　次に移らせていただきます。よろしくお願いします。
事務局	川西市こども・若者未来計画の進捗状況についてご説明いたします。 　まず、第２期川西市こども・若者未来計画について、簡単にご説明いたします。 　本計画は、こども基本法をはじめ、こども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、こども・若者育成支援推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の、５つの法律にもとづく計画として位置付けられています。 　皆様ご承知のとおり、こどもや大人に関する施策については、福祉の分野

	にとどまらず、教育や妊娠出産、就労など多岐にわたります。 　これらのさまざまな分野の施策を総合的に進めることで、こどもや若者の幸せや子育ての支援の充実といったものをめざしております。 　本計画の計画期間は令和７年度から令和 11 年度までの５年間であり、資料５については、計画の初年度となる令和７年度の数値を記載しております。 　それでは資料５について、ご説明させていただきます。 　資料５は、本計画における施策の評価指標を掲載している第７章を抜粋した資料です。 　一部、現時点で算出できていない指標もございますが、ご了承ください。 　全部で 11 個の指標のうち、令和７年度の数値としてお示しできるものが９つございます。 　基準値である令和４年度と比較して、改善、もしくは維持できているものが８つあり、悪くなったものが１つございますが、概ね改善しております。 　令和４年度の基準値よりも悪くなったものが８番目の留守家庭児童育成クラブ待機児童数です。 　担当課では、留守家庭児童育成クラブの待機解消に向けた取組の１つとして、スタッフがこどもの主体的な活動をサポートする放課後の居場所づくり事業「放課後キッズプレイス」を民間事業者に委託して試行実施しており、待機解消に向けて取組を進めております。 　そのほかの数値についても、それぞれの担当部署が、また部署同士が連携しながら改善を努め、計画の最終年度である令和 11 年度には目標値になるよう取り組んでいきたいと考えております。 　簡単ではございますが、説明は以上となります。
会　長	ありがとうございました。 　ただいまの説明について、ご意見ご質問ございましたらお願いしたいと思います。 　６番の保育所待機児童数について、あちこちで待機児童がたくさんでている状況ですが、０というのは非常に評価できると思います。 　そういったこども施策や、待機児童０の自治体については、転入者が増えるというデータもあります。少子化でこどもの数が減少しているのに、若者夫婦が転入してくる。大阪府の交野市や箕面市がそうですね。ほとんどの自治体で市の人口が減少している中、微増してるところもあるというのは、やはりこども・若者に対する施策が進んでるというふうにも言われています。 　その１つが６番目の保育所待機児童数が０ということであると。 　参考ですけども、周辺の自治体はどうなんでしょうか。
事務局	手元に資料がないですが、おそらく近隣の自治体においても、国の基準の

	待機児童については０が多いのではないかと思います。
委　員	保育所待機児童数（国基準）というところは０になっている反面、入所保留児に対する定員不足数に関しては 54 となっていて、ここの待機児童という同じ名称を使っているが、一方では０で、一方では 54 となっている理由を少し説明していただけますか。
事務局	その２つですが、まず、国のほうで毎年、待機児童数が幾らだという報道がニュース等で流れると思いますが、それが６番の国が定めている基準の待機児童数というところになります。 それに対し７番は、国の基準ではないんですが、川西市として解消しないといけないと考えているのがこの入所保留児となっておりまして、具体的にどんなこどもたちかと言いますと、第１希望とか、希望の保育所が落ちました、代わりに空いてる保育所が、ここととここことがありますというご説明させていただいたときに、ちょっとそこは通えないとか、都合があるからそこは無理であるとか、そういった方々は、入所保留児という形で上がってきておりまして、そちらの入所保留児に対して、今回定員が不足しているのが 54 という数値になっております。
委　員	ということは、特定の地域ではこどもを入所させたいと思っているが、遠方保育所であれば空いているけど、家の近くで、要は局地的に入所希望と受入れの数のミスマッチが起こってる状況なのかなと思います。 これは川西市に限らず、他市でも同じような状況があって、私もこどもを保育所を入れていたとき、なかなか希望とおりにはいかず、ここの保育所であれば何とか送り迎えできるかなというところの限界値を超えると、空き枠があるといえど無理というところがあるのかなと思います。 この辺が生活、暮らしを地域ベースで考えたときに、今足りないからといって、足らなければ増やせばいいという、そういう単純な話でもないですが、実際に使いたいけど使えない状況にあるご家庭が一定数あるというところは、認識としては持っておく必要があると感じました。
会　長	貴重なご意見をたくさんいただきまして、終わりの時間が近くなってまりいりましたが、もしご意見なければ、３番のその他ということで、事務局にお願いしたいと思います。
事務局	本審議会の委員の皆様の任期についてですが、本年 10 月末日をもちまして任期が満了となります。 任期期間中は、本市の福祉事業につきまして熱心にご審議をいただきまして大変ありがとうございました。

	新たな委員の選出につきましては、改めて事務局より、団体推薦の方につきましては、各団体様にご依頼のほうさせていただきますので、ご推薦の程よろしくお願い申しあげます。 また市民委員につきましては、９月から委員の公募を開始しておりまして、広報の９月号のほか、市ホームページにも募集の案内を掲載しておりますので、もしお知り合いの方がいらっしゃいましたらお声がけいただければ幸いでございます。 事務局からは以上でございます。
会　長	それでは、本日予定されておりました議事は全て終了いたしました。 長時間にわたりまして、皆様方から貴重な意見をたくさんいただきましてありがとうございました。 また議事の進行にご協力いただきましてありがとうございました。 これをもちまして、第１回川西市社会福祉審議会を閉会をさせていただきます。 本日はどうもありがとうございました。
事務局	お疲れ様でした。 本日お車でお越しの方につきましては駐車券の処理をさせていただきますので、事務局の職員までお声がけください。 ありがとうございました。